

2023年11月16日

国立大学法人東北大学  
総長 大野 英男 殿

## 要求書

2023年人事院勧告を受けて、さらなる給与水準の充実を行うこと。  
非正規雇用職員にボーナスを支払うこと。

国立大学法人東北大学職員組合  
執行委員長 片山 知史

人事院は2023年8月に、国家公務員給与に関して、月例給を平均1級5.2%、2級2.8%引上げ、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設（月額3,000円）等の勧告を行った。東北大学の方針はまだ示されていないが、東北大学には職員に対する給与支払い能力はあること、また、食料品やエネルギー価格の上昇など生活物価の高騰といった経済状況を鑑みれば、人勧に上積みする措置が必要である。私達は、東北大学がこの機に、非正規雇用職員を含めた全体的な給与水準の引き上げと待遇改善を行うことを要求する。

また、ボーナス不支給者が置き去りにされていることを指摘する。東北大学における非正規雇用職員へのボーナス支給は、法人化以前からの悲願であり、早急な支給実施を求める。なお、2022年4月27日に開催した団体交渉において、人事労務担当理事は、「現状が適切かどうか」「検討する」を回答しており、責任のある真摯な対応を強く求める。